

みんなで防ごう、高齢者虐待！ 一人ひとりの高齢者が尊厳を持ち、地域で安心して暮らしていくために、「虐待かもしれない」と思った場合は、担当までご相談ください。 問 高齢介護課 Tel 22-3538、地域包括支援センター Tel 22-3540

Arida Information

～有田市からのお知らせ～



人口・世帯数
【令和5年1月1日現在】

人口 26,214人(前月比-28人)
男 12,470人 女 13,744人
世帯数 11,721戸

有田市地域公共交通計画(案) パブリックコメント実施中!

現在、有田市地域公共交通計画を策定しています。

有田市地域公共交通計画の策定にあたり、より良い計画を作るために、計画案について、市民の皆さんから幅広く意見を募集しています。

計画案は市ホームページ、市4階情報コーナー、市民会館文化福祉センター、図書館、各公民館で閲覧できます。

募集期間 2月6日(月)～20日(月)

下記QRコードから有田市地域公共交通計画(案)をご覧ください。

※ホームページ及びQRコードは2月6日(月)から公開予定です。

問 経営企画課 Tel 22-37731

有田市公式LINE 友だち7,400人を突破!

防災情報、新型コロナウイルス関連情報など、様々な情報をLINEで配信中国友だち登録はこちらから

問 秘書広報課 Tel 22-37715

2023有田みかん海道 マラソン大会 交通規制

マツゲン有田球場付近(男浦)から山地にかけての有田みかん海道(全線)では一般車両の通行ができなくなり、大変迷惑をおかけいたしますが、何卒ご協力ください。

日時 2月19日(日) 9時15分～11時30分頃



コース及び会場周辺図

問 ふるさと創生室 Tel 22-3648

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか?

申請期限は2月28日(火)まで

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯に対し生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。対象者に該当する方で未申請の方はお忘れなく。(今年度すでに支給済みの方は除きます)

ひとり親世帯分

① 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

② 令和2年の収入が児童扶養手当の所得制限額を上回っていたため、令和4年4月分の児童扶養手当は支給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

ひとり親世帯以外の世帯分

① 対象児童(※1)を養育している令和4年度の住民税均等割が非課税の方で、次のいずれかに該当する方

- 平成16年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれた児童のみを養育している方
- 公務員の方
- 新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方

(※1) 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当受給者除く)

児は20歳未満) ※令和5年2月28日までに生まれた新生児も対象

給付額 児童一人当たり一律5万円

福祉課 Tel 22-3524

確定申告期限と振替納税

■申告所得税及び復興特別所得税
申告・納期限 3月15日(水)
振替日 4月24日(月)

■消費税及び地方消費税(個人事業者)
申告・納期限 3月31日(金)
振替日 4月27日(木)

■贈与税
申告・納期限 3月15日(水)

※確定申告はスマホが便利です! ※納税には、「振替納税」が便利です。実ですので、ぜひご利用ください。

便利な納付方法をご利用ください

国税の納付は、口座振替による納付、スマホアプリを利用した納付など、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

問 湯浅税務署 Tel 63-5351

令和4年度 固定資産税(第4期) 国民健康保険税(第8期) 後期高齢者医療保険料(第8期) 介護保険料(第8期) 納期限は2月28日(火)です。

会場	①税理士による無料相談会場	②確定申告会場	③所得税・市民税相談会場
日時 ※土日祝を除く	2月6日(月) 2月7日(火) 9時30分～12時 13時～16時 ※15時30分受付締切	2月16日(木)～ 3月15日(水) 9時～16時 ※土地等譲渡所得・贈与税の相談日時はお問い合わせください	2月16日(木)～ 3月14日(火) ※事前予約制 受付2月1日(水)～ 2月14日(火) 予約用電話 Tel 22-3574
場所	文化福祉センター	湯浅税務署内	市役所3階会議室
対象	所得税・消費税の申告をされる方	所得税・消費税・贈与税の申告をされる方	所得税・市民税の申告をされる方
問い合わせ	湯浅税務署 Tel 63-5351		税務課 Tel 22-3574・22-3576

確定申告会場を開設します

①の混雑状況によっては早めに受付を終了する場合があります。

②は入場整理券が必要です。

③は電話での事前予約が必要。市民税の申告は郵送申告にご協力ください。

※土地・建物・株式等を売却された所得「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する

する内容(必要書類等は事前に湯浅税務署にお問い合わせください。①については②の会場でご相談ください。①・③の会場では対応できません) ※収支内訳書の作成(青色申告・分離所得の申告、住宅関連の控除申告等)については③の会場では対応できません。

確定申告に必要な書類等

◎筆記用具等(①②の会場では用意していません)

◎所得に関する書類(源泉徴収票「給与・年金」、事業に関する収支明細書、支払調書など)

◎所得控除に関する書類(医療費控除の明細書、社会保険料等控除証明書、生命保険料・地震保険料等の控除証明書、寄付金の受領書などの各種証明書)

◎前年分の申告書の控え

◎還付申告の場合、本人の口座番号のわかるもの(通帳等)

◎税務署から「確定申告のお知らせ」通知などが届いている方はその通知

個人番号(マイナンバー)について

申告書には本人の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。配偶者控除・扶養控除を受ける場合には控除対象者の個人番号の記載も必要です。

※申請書類を提出する際には次の①または②による本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

①個人番号カード(マイナンバーカード)

②個人番号通知カード及び身元確認書類(運転免許証・パスポートなど)

問 税務課 Tel 22-3574

消費税込インボイス制度説明会・登録申請手続の相談会

日時 2月22日(水) 14時～15時
3月29日(水) 10時～11時

場所 湯浅納税協会 3階

定員 20名(先着順・電話予約要)

主催 湯浅税務署、湯浅納税協会

問 湯浅税務署 Tel 63-5406

マイナンバーカード受取・更新のための夜間・休日開庁

対象 「個人番号カードの受取をされる方」及び、「電子証明書の更新のお知らせが届いている方」

日時 2月12日(日)、26日(日)
8時30分～正午
2月9日(木)、28日(火)
14日(火)、28日(火)
19時30分まで

持ち物

マイナンバーカードの受取

①交付通知書(はがき) ②通知カード

③住民基本台帳カード

※②③はお持ちの方のみ

④本人確認書類

※15歳未満の方の受け取り時は、本人と法定代理人の来庁及び本人確認書類の持参が必要です。

電子証明書の更新

①電子証明書の有効期限通知書

②マイナンバーカード

③本人確認書類(マイナンバーカードの暗証番号を忘れた場合)

※住所の変更手続き等はできません。

★マイナンバーカードの申請サポート

も行っています。また申請されていない方もぜひご利用ください。

問 市民課 Tel 22-3561

国民年金

「ご存じですか? 任意加入制度」

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納め忘れなどにより、納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

保険料の追納制度

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額または一部が免除される制度や、保険料の納付が猶予される制度があります。

保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合よりも少なくなります。このため、これらの期間は、10年以内であればあとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来受け取る年金額を増額するために、追納することをおすすめします。

問 和歌山西年金事務所お客様相談室
Tel 073-447-1660
保険年金課 Tel 22-3504